

ワークスペース整備事業補助金

企画財政課移住・定住係 ☎ ②5 1227

新しい生活様式に対応した働き方として注目されている「ワーケーション」や「テレワーク」のニーズに対応するため、既存の宿泊施設や空き家などの整備について補助することで、受け入れ環境を整備し、**関係人口創出と観光産業の多角化**を図ります。

対象者 ①宿泊事業者（民泊事業者・ゲストハウスなど含む） ②空き家などの所有者
③地域団体・まちづくり団体・DMO法人（観光地域づくり法人）など

対象事業 ワケーション等の受入環境整備に係る事業
（ネットワーク環境の整備、機器導入、長期滞在のための生活備品の設置や購入など）
プランの造成やPR活動に関する事業
（モニターツアー、都市圏企業へのセールス、宣伝媒体の制作、広報活動など）

補助の内容

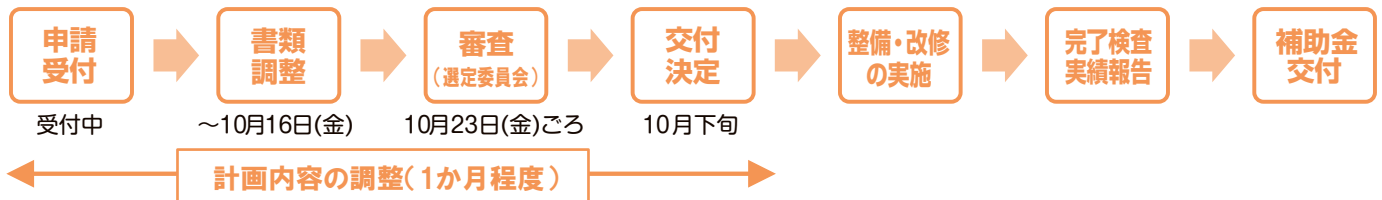
モデル事業所補助 **補助額** 上限 200 万円（定額） **募集事業所数** 4 事業所

鳥羽市のワーケーションモデル事業所として、また、ワーケーション等の受け入れ拠点のひとつとして、市や関係団体と連携し、誘致・受け入れに関する事業を中長期的に行っていただきます。

一般事業所補助 **補助額** 上限 50 万円（対象事業に係る経費の 50%） **募集事業所数** 10 事業所

モデル事業所の未選考事業所や小規模改修などの利用を想定。多くのワークスペースを整備することで、市全体の受け入れ環境の底上げを図ります。

事業の流れ



申請者などからの相談や事業計画書などを確認し、鳥羽市ワーケーション等推進構想との整合性や選定委員からの意見を反映していただくなどの調整を行います。

なお、当補助金は、学識経験者や都市圏に本社を置く企業、行政関係者などで構成される鳥羽市ワーケーション等選定委員会が審査し、交付事業所を選定する**審査方式の補助金**です。

ワーケーション等に関する情報について

“ワーケーションのまち鳥羽”として認知され、

来訪者が**鳥羽ファン**として地域に関わり、**創造性のあるビジネス展開**がされている。

鳥羽市が目指す姿 ～鳥羽市ワーケーション等推進構想より～

市では効果的なワーケーション等を推進するため、ワーケーション等の概要やニーズ調査などを実施し、ワーケーション等の推進に取り組む関係団体や企業、個人のみなさんの活動に役立つ情報を整理し、ホームページで公表していますので、ワークスペース整備事業補助金の事業計画・企画提案などを検討する際の参考としてください。



市ホームページ
ワークスペース
整備事業補助金

申請について

申請受付期限 10月16日(金)

必要書類 ①補助金等交付申請書 ②鳥羽市ワークスペース整備補助事業計画書（様式第1号）
③収支予算書（様式第2号） ④その他市長が必要と認める書類
※企画の内容が分かるような書類などがあれば提出してください